

議案第百七号

町の区域の変更について

右の議案を提出する。

平成二十五年九月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

町の区域の変更について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、本区の町の区域を別図のとおり変更する。

（説明）

東京都市計画事業汐留土地区画整理事業に伴い、東新橋一丁目及び東新橋二丁目の町の区域を変更する必要があるため、地方自治法第二百六十条第一項の規定に基づき、本案を提出いたします。